

## 協議事項における調整状況について

### 1 堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書の策定に伴う検討事項について

#### (1) 共同運用の方式

地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく和泉市から堺市へ消防指令業務を委託する事務委託方式とする。

#### (2) 共同運用方法

##### ア 共同運用の内容

堺市と和泉市における消防事務のうち消防指令業務を共同で運用し、堺市の消防指令センターによる一元的な指令管制事務を行う。

- ① 両市の 119 番通報などの災害通報を堺市の消防指令センターで一括受信する。
- ② 各消防署・分署・出張所等への出動指令を行う。
- ③ 各消防拠点及び車両等の移動局との無線交信を行う。
- ④ 消防行政統合システムの整備、保守管理などの事務を行う。
- ⑤ 災害現場での指揮命令については、現行どおり各市消防本部が行う。

##### イ 消防指令管制システム・機器等の整備

消防行政統合システムは、既に堺市において更新整備されていることから、両市により新たに共同でシステム構築を行うのではなく、堺市の既存システムを一部改修する。

##### ウ 出場体制

原則、各市域内における直近隊編成による運用を行う。

管轄区域はそれぞれの市域内とし、市域を越えて出場する場合には消防相互応援協定に基づき対応する。

##### エ 消防救急デジタル無線及び署活系無線の整備及び保守管理

指令業務に必要な無線設備として、堺市の消防指令センターから和泉市消防本部の基地局を使用し無線送受信ができるよう、遠隔制御器を設置する。また、非常時の無線バックアップとして、堺市の消防指令センターに卓上型移動局無線装置を設置し、堺市総合防災センターに遠隔制御器を設置する。

なお、上記部分を除く消防救急デジタル無線及び署活系無線の保守管理は、各市において実施する。

### 2 消防指令業務連携・協用に要する人員について

堺市、高石市、大阪狭山市及び和泉市の 4 市を管轄区域とする消防指令センターを運用するための必要人員（通信指令員及び情報管理担当職員）を、堺市の消防職員から配置する。

### 3 消防指令業務連携・協力に係る経費について

#### (1) 初期的経費

消防指令業務の共同運用を開始するために必要となる堺市の消防行政統合システム改修費等の初期的経費は、和泉市が負担する。

#### (2) 分担方法

消防指令業務を遂行するために要する経費は、委託料として和泉市から堺市に支払うものとする。

#### (3) 委託料

委託料は、堺市の消防指令業務に係る経費（以下「按分対象経費」という。）を、各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。

##### 【委託料の計算式】

$$\text{和泉市の委託料} = \frac{D}{A+B+C+D} \times \text{按分対象経費}$$

A：堺市基準財政需要額

B：高石市基準財政需要額

C：大阪狭山市基準財政需要額

D：和泉市基準財政需要額

#### (4) 按分対象経費

##### ① 経常経費（人件費）

消防力の整備指針第 31 条の規定に基づき算出した通信員数及び堺市消防局警防部通信指令課の毎日勤務者数の総数に、堺市の人件費単価を乗じた額を按分対象経費とする。

##### ② 経常経費（人件費除く）

システム保守管理、回線使用料等、消防指令業務（消防救急デジタル無線及び署活系無線の整備及び保守管理業務を除く）の体制維持に係る経費を按分対象経費とする。

##### ③ 公債費

既に更新整備が完了している堺市の消防行政統合システムを一部改修し共同運用するため、既設システムの経費に係る公債費（交付税算入分を除く）を按分対象経費とする。